

# 当薬局の行っているサービス内容について

2024/10/01

調剤基本料	
調剤基本料 1	当薬局は調剤基本料 1 の施設基準に適合する薬局です。
調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項	
調剤管理料	患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。
服薬管理指導料	患者ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。 薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまの服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。 薬剤交付後においても、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について、継続的な確認のため必要に応じて指導等を実施しています。
地域支援体制加算に関する事項	
連携強化加算	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 <ul style="list-style-type: none"><li>・第二種指定医療機関の指定</li><li>・新興感染症や災害の発生時における体制の整備及び周知</li><li>・新興感染症や災害の発生時における手順書の作成及び職員との共有</li><li>・災害の被災状況に応じた研修、または地域の協議会、研修または訓練等への参加計画・実施</li><li>・オンライン服薬指導の整備・セキュリティ全般に対する対応</li><li>・要指導医薬品・一般用医薬品の販売</li></ul>
医療DX推進体制整備加算に関する事項	
医療DX推進体制整備加算 1	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 <ul style="list-style-type: none"><li>・オンラインによる調剤報酬の請求</li><li>・オンライン資格確認を行う体制・活用</li><li>・電子処方箋により調剤する体制</li><li>・電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制</li><li>・電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制</li><li>・マイナ保険証の利用率が一定割合以上</li><li>・医療DX推進の体制に関する掲示</li><li>・サイバーセキュリティの確保のために必要な措置</li></ul>

かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に関する事項

かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料

- 当薬局は以下の基準に適合する薬局です。
- ・ オンラインによる調剤報酬の請求
  - ・ オンライン資格確認を行う体制・活用
  - ・ 電子処方箋により調剤する体制
  - ・ 電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制
  - ・ 電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制
  - ・ マイナ保険証の利用率が一定割合以上
  - ・ 医療DX推進の体制に関する掲示
  - ・ サイバーセキュリティの確保のために必要な措置

地域支援体制加算に関する事項

地域支援体制加算2

- 当薬局は以下の基準に適合する薬局です。
- (体制基準)
- ・ 1,200品目以上の医薬品の備蓄
  - ・ 他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
  - ・ 医療材料・衛生材料の供給体制
  - ・ 麻薬小売業者の免許
  - ・ 集中率85%以上の場合、後発医薬品の調剤割合が50%以上
  - ・ 当薬局で取り扱う医薬品に係るの情報提供に関する体制
  - ・ 診療所・病院・訪問看護ステーションと連携体制
  - ・ 保健医療・福祉サービス担当者との連携体制
  - ・ 在宅患者に対する薬学的管理・指導の実績（薬局あたり年24回以上）
  - ・ 在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書の様式の整備・掲示等
  - ・ 医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集
  - ・ プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み
  - ・ 副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備
  - ・ かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出
  - ・ 管理薬剤師の実務経験（薬局勤務経験5年以上、同一の保険薬局に週32時間以上勤務かつ1年以上在籍）
  - ・ 薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等）
  - ・ 患者のプライバシーに配慮したえ服薬指導を実施する体制
  - ・ 要指導医薬品・一般用医薬品の販売（48薬効群）・緊急避妊薬の備蓄
  - ・ 健康相談・健康教室の取り組み
  - ・ 地域内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止

## 在宅薬学総合加算 2 に関する事項

### 在宅薬学総合 体制加算 2

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出
- ・ 緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制（在宅協力薬局との連携を含む）及び周知
- ・ 在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講
- ・ 医療材料・衛生材料の供給体制
- ・ 麻薬小売業者免許の取得
- ・ 在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績（年24回以上）

（以下はいずれかまたは両方）

- ・ ターミナルケアに対する体制（医療用麻薬備蓄かつ無菌調製の設備）
- ・ 小児在宅患者に対する体制（薬学管理・指導の実績が年6回以上）

# バンビーノ薬局